



NEWS LETTER

Vol 55

お客さまとともに

2018年7月号

相続放棄 事業承継の方法

CONTENTS

相続放棄

事業承継の方法

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187



相続放棄

～遺産の相続放棄～

小島「今日は相続関係のお話で、遺産の相続放棄についてお話をさせていただきます。お身體が亡くなられた後、一般的にその方が残された財産については、相続人全員で分割協議を行うわけですが、お亡くなりになった方に負債が多い場合などは相続を希望しないケースというのもあります。」

笠井さん「そうですよね。借金を引き継いで払えないとほんとに困りますからね。」

小島「はい。こういった場合、通常の分割協議書に「相続しません」ということを記載しただけでは、遺産相続の持分を放棄したことにはならないので、借金の返済義務が無くなるわけではありません。かならず家庭裁判所に相続放棄の申し出をしないといけません。」

笠井さん「法的に相続を放棄する手続きをふまなければいけないということですね。」

小島「そうです。ここでまず注意しなければいけないのが、相続放棄の申し立てができる期間です。相続放棄の申し立てを行うことができるるのは、亡くなってから3ヶ月以内です。」

笠井さん「亡くなってから3ヶ月以内というのは結構短いですね。じゃあ借金がありそうだと思ったらとりあえず申し立てをしておいた方がいいのでしょうか？」

小島「それは大変危険です。一旦相続放棄の手続きをしてしまうと、よほどのことがないと撤回はできません。例えば放棄した後に、実は高額な財産が残っていたことが分かったのでやっぱり相続放棄はやめる、と言ってもそれは認められないのです。」

笠井さん「財産がすべて把握できていなかっただ、知らなかったというのはダメですか？」

小島「残念ながら認められません。ですので、借金など負債がある場合は、出来るだけ早く全ての財産を調査して相続放棄をするかどうかの検討が必要です。」

笠井さん「短い期間で財産調査って大変そうですね。他に相続放棄をする際、注意することはありますか？」

小島「相続放棄をした場合、基本的には全ての財産、マイナスの財産だけでなくプラスの財産も放棄することになります。ですので、例えば、今住んでいる家が亡くなった方の名義になっている場合、放棄をしてしまうとその家も相続できません。」

笠井さん「住むところがなくなってしまうということですね。」

小島「あと、相続放棄をしたら相続権が順に移っていくということです。例えば、私は両親と兄弟が一人、兄がいるんですけども、父親が亡くなっている財産は借金だけだったとします。相続人である母と兄と私が一緒に相続放棄をしたとしますと、相続権は今度第二順位の父の両親に移ります。父の両親はもう亡くなっていますので、今度は第三順位の父の兄弟にうつります。私にとっては叔父さん叔母さんにあたる人ですが、私たち家族が相続放棄した場合、この叔父さん叔母さんが借金を負うことになるということです。ですので、手続きをする前に叔父さん叔母さんに話して一緒に放棄しておかないと、親戚関係が悪くなってしまいます。」

笠井さん「相続放棄っていろいろ複雑で難しいですね。」

小島「相続放棄については他にもいろいろと注意点が多いですし、期限が設けられていますので、なかなか自分で調べてからというのには難しいかもしれません。」

笠井さん「そういう場合は、相談しても大丈夫ですか？」

小島「はい。もちろん大丈夫です。税理士法人アクシスでは初回のご相談は無料でさせていただいておりますし、ご相談を受けた内容によっては提携している弁護士や司法書士をご紹介することも出来ますので、まずはお気軽にお電話下さい。」



相続に不安を感じいらっしゃる方へ。
まずは、現状を把握してみませんか？

「事前にちゃんと手を打っておけばよかった…」
私たちはそんな悲しい思いをして欲しくはありません。
まずは現状を把握するための「相続財産シミュレーション」をしてみませんか？
私たちは相続や相続税のことを一緒に考えるパートナーです。



相続シミュレーションが必要な人とは？

● 会社経営している人

社長=オーナーがほとんどの中小企業では、自社株式は高額になるケースが多く、納税とスムーズな引継ぎのためには、まずは株価を知ることが必要です。



● 財産の内、不動産の占める割合が大きい人

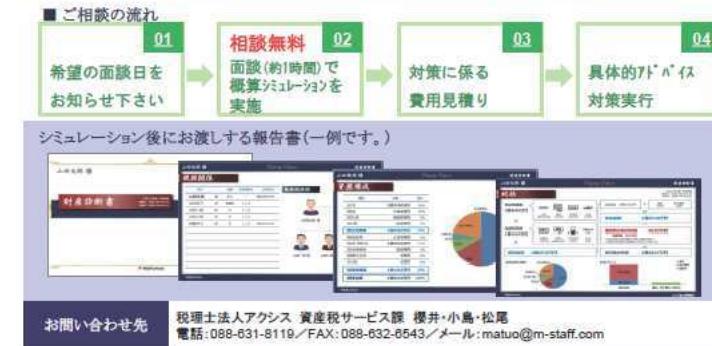
相続税の納税は10ヶ月以内に現金納付が原則です。資金準備をしておかないと大切な家族が困ることになります。

● 特定の相続人に財産を相続させたい人

他の相続人とのバランスを考えないと「争続」になる可能性があります。

● アパート、マンション経営をしている人

相続税対策でされている人が多いが、ちゃんと対策の効果があるか？見直しが必要ないかを検討する必要があります。



税理士法人アクシスでは相続シミュレーションを無料で実施いたします。
相続を不安に思われている方は、お気軽に弊社担当者までお問い合わせください。

ご不明な点がありましたら
税理士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119



税理士
小島 晴美



事業承継の方法

～M&Aによる事業承継～

後継者不足に悩む中小企業が多くあり、廃業を検討する経営者も少なくありません。

中小企業庁が2017年に公表した試算では、2025年までに70歳超の中小経営者が約245万人に上り、その半数で後継者が決まっています。

また、後継者がいても、きちんと準備しなければ承継後の経営が軌道に乗らなくなる可能性もあります。

事業承継の方法

まず、事業承継の方法には、(1) 親族内承継、(2) 従業員等への承継、(3) 第三者への承継(M&A) の3つの出口があります。

一般的に、事業承継と言った場合には(1)(2)を考える場合が多いようです。会社にとってなじみがある人物に引き継ぐのは心理的ハードルが低く、選択されやすいようです。

逆に、(3) 社外への承継(M&A)を考えたことがある経営者の方は、かなり少ない印象です。中小企業に関するM&A情報は多くはなく、どちらかといえば大企業向けのスキームと考えていらっしゃるようです。↗

M&Aによる事業承継のメリットとデメリット

M&Aで事業承継をするメリットとデメリットを以下にまとめました。

〈メリット〉

- ・子どもや従業員を経営者として育てなくてよい
- ・現経営者が会社を売却した際にお金を獲得できる

事業承継する際には、まず自分の子どもに後継できないか考える場合が多いようです。

しかし、子どもに承継する気がない場合がありますし、あったとしても、経営者として自立するまでの教育コスト・時間が多大に必要となる場合があります。

また、事業承継したとしても継続して利益を得られるかは未知数です。会社を手放し、確実に売却金を得る方が良いかもしれません。得一時金を子どもへの相続として残すこともできます。↗

〈デメリット〉

- ・希望条件(価格など)を満たす買い手を探すことが難しい

- ・買収された側の従業員は経営の大幅な変化を受け入れる必要がある

M&Aは売り手と買い手がマッチして初めて成立する取引ですので、条件が合致する買い手を見つけることには非常に難しいことが現実です。買い手がどこにいるのか、どこに声をかければいいのか分からぬという方も多いのではないでしょうか。

また、買収された側の会社は、経営者が変わることで、大幅な運営体制の見直しが必要になる場合が多いです。

買収された側の従業員の雇用継続が不安で、M&Aという選択肢をとらない経営者の方も多い印象です。

一方で、昨今のM&Aの事例を見ると、人手不足を補うための買収案件が増える傾向にあります。ですので、M&Aにより、買収された側の従業員の雇用が不安定になるというよりも、従業員にいかに雇用を継続してもらうかに心を碎く買い手が増えている印象があります。

M&Aによる事業承継をスムーズに行うためには?

最近では、M&Aや事業売却による事業承継は増加傾向にあります。

しかし、M&Aを採用しようとしても何から手を付けてよいか分からないかもしれません。

まずは、早めの情報収集から初めていただければと思います。

税理士法人アクシス後援、日本M&Aセンター主催の「事業承継セミナー」が7/30にクレメント徳島で開催されます。

実際にM&Aを体験された元社長様が後援予定です。買収された側の元社長の話を聞く機会はなかなかありません。お話を聞くことで、M&Aのイメージが明確になると思いますので、是非、ご参加ください。

7/30(月) 15:00～18:00
JRホテルクレメント徳島で開催!
参加費無料です。

徳島以外の会場もご参加いただけます。



事業企画課
笠井 雅也

！！納付漏れにご注意ください！！

【7月10日】

源泉徴収の「納期の特例」納付期限です

源泉徴収とは

源泉徴収とは、給与や報酬を支払う側が、予め所得税額を計算して、支払い額から差し引きます。差し引いた所得税は預り金として処理し、納付期日までに最寄りの金融機関や税務署の窓口で納付します。納付期日は、通常給料や報酬などを支払った月の翌月10日までです。

「納期の特例」とは

納期の特例とは、本来翌月10日までに納付するべき源泉所得税を、年に2回6か月分ずつを、まとめて納付できる特例制度です。（月々の納付事務が軽減されます）

【納付の期日】

- 1月から6月 までに支払った給与等に対する所得税 → 7月10日
- 7月から12月 までに支払った給与等に対する所得税 → 翌年1月20日

「納期の特例」の対象

- ✓ 従業員等が10人未満の事業者（法人・個人事業者）が特例を利用可能です。
- ✓ 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出が必要です。
- ✓ 納期の特例対象となる所得は、給与や退職金から源泉徴収を行った所得税や、弁護士、税理士、司法書士などの報酬・料金から徴収した所得税等に限られます。
これ以外の外注費等に対する源泉は翌月10日までに納付必要です。

※ご不明点等ありましたら、税理士法人アクシスまでお気軽にご連絡ください

給与計算の作業負担を軽減し本業に集中しませんか？

給与計算代行
10,000円～

毎月発生する煩雑な計算作業や料率変更作業等を削減し、
本業に集中できる環境をお手伝いします。
価格は人数や業務内容によって異なります。
まずはお見積から！

お見積のご相談は・・・

Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com
担当：笠井（雅）・樋葉

株式会社徳島経理代行センター
社会保険労務士法人アクシス

もう余計なことはやりたくない！
全ての社会保険手続きを何とかしたいときは

社労士顧問契約

社労士法人アクシスと顧問契約をすると、社会保険手続きをすべてお任せいただけます。
例えば、こんな手続きを顧問契約でお引き受けしています。

■ 手続き一覧 ※こちらは一部です。

| いつ | 手続き内容 |
|--------------|---------------------|
| 社員が入社したら | 健康保険・厚生年金資格取得手続き |
| | 雇用保険資格取得手続き |
| 社員が退職したら | 健康保険・厚生年金資格喪失手続き |
| | 雇用保険資格喪失手続き |
| 賞与を支給したら | 賞与支払届 |
| 給与を変更したら | 月額変更届の提出（改定月より4ヶ月後） |
| 社員が結婚したら | 氏名変更届 |
| 社員が出産したら | 出産手当金、育児休業申出書手続き |
| | 育児休業給付手続き |
| 社員が仕事中ケガをしたら | 療養補償給付、休業補償給付手続き |

■ 顧問契約料金表（予告なく改定する場合がございます）※20名以上の場合は別途お見積り

| 従業員数 (役員・パート含む) | 右記以外（税抜） | 建設・飲食 県外事業所（税抜） |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1-9名 | 月額 10,000 円 | 月額 15,000 円 |
| 10-14名 | 月額 15,000 円 | 月額 20,000 円 |
| 15-19名 | 月額 20,000 円 | 月額 25,000 円 |

年度更新と算定基礎届が重なるこの時期が、
もっともお得なタイミングです！

お申込は弊社担当者または
右記連絡先にお気軽に
ご連絡ください

axis
税理士法人アクシスグループ

◆お問合せ
社会保険労務士法人アクシス
〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3
Tel:088-631-8119 Fax:088-632-6543
担当 / 横葉 稔

【後援】axis 税理士法人アクシス

中四国営業所
開設記念

事業承継セミナー

企業規模は問いません! 経営者のみなさま、ぜひご参加ください!

参加費
無料

日程

山口

7/20 金

岡山

7/23 月

広島

7/24 火

松江

7/25 水

鳥取

7/26 木

高松

7/27 金

徳島

7/30 月

高知

7/31 火

松山

8/1 水

開催時間 15時00分～18時00分(受付14時半～)

人口大減少時代・企業大廃業時代到来!!

第1部 中小企業M&A “本当の”成功ノウハウ

社員・家族を幸せにできるM&Aとは?

●M&Aで起こるトラブル防止策 ●成約に導くために大事なこと

[講師] 日本M&Aセンター 代表取締役社長

三宅 卓



第2部 老舗のうどん屋さん(因幡うどん)と 世界展開の上場企業(力の源ホールディングス(一風堂ラーメン))の 事業承継が実現!! その結果老舗うどん屋さんは更なる発展を…



[講師]
株式会社因幡うどん 前社長
竹崎 敏和氏

伝統の味をつなぐ事業承継

因幡うどん様は、天然昆布・煮干しを贅沢に使った出汁とふくらやさしい麺が特徴で、60年以上地域に愛されるうどん店です。業績は堅調でしたが、後継者問題、店舗拡大に伴い人材確保が必要となり、竹崎様はM&Aを検討されました。当社がマッチングした力の源ホールディングス様は、本件により老舗うどん店のブランドを継承し、自社うどん事業の更なる拡大を実現。一方、因幡うどん様の「屋号」「雇用」は継続され、提携で人材採用を強化でき、相互に発展できるM&Aとなりました。



因幡うどん 福岡空港店。
M&A後に出したオリジナルメニューも。

【後援・お問い合わせ】

税理士法人アクシス Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com 担当:笠井(雅)